

令和6年能登半島地震で被災した宗教法人に係る 指定寄附金制度の概要・申請ガイドライン

1 指定寄附金制度とは

「指定寄附金」とは、公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で、公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるものとして財務大臣が指定したものをいいます。

今般、財務大臣の指定があり、令和6年能登半島地震により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金で、一定の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、指定寄附金として、寄附者は所得税又は法人税の税制上の優遇措置（※）の適用を受けることができることとなりました。

※寄附者に対する優遇措置の内容

個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得金額から控除できます。

法人の場合…寄附金の全額を損金の額に算入できます。

2 対象となる施設

寄附金の募集の対象となる施設等は、次のⅠ及びⅡに掲げるものです。

- Ⅰ 宗教法人が事業の用に供していた（個人所有は不可）建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地のうち、以下の（a）、（b）の要件を全て満たすもの
- Ⅱ 宗教法人が事業の用に供していたⅠ以外の固定資産で、Ⅰに掲げる固定資産が令和6年能登半島地震により滅失又は損壊をしたことに伴って滅失又は損壊をしたもののうち、以下の（a）、（b）の要件を全て満たすもの
 - （a） 宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
 - （b） 令和6年能登半島地震により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

3 対象となる費用

2の施設等の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分が対象となります。

4 所轄庁への確認の申請

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。

被包括宗教法人は、①自ら所轄庁へ申請する方法と、②包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

申請に当たっては、手引に示す様式1～5と添付書類を準備いただく必要がありますので、申請をお考えの場合は、まずは所轄庁へご一報・ご相談ください。

様式1 宗教法人から所轄庁（文部科学大臣／都道府県知事）への確認申請書

様式2 寄附金の募集要綱

※募集方法や募集目標額、募集期間等を記入ください。

様式3 寄附金に係る事業及び資金概況書

※原状回復を行う建物等の種類や復旧工事実施期間、原状回復費や当該事業費の内訳（自己資金、借入金及び補助金を除いた額が復旧寄附金上限額になります）について、工事業者への見積書等を基に記入ください。

様式4 原状回復を行う建物等の概況

※原状回復を行う建物等の種類や名称、所在地、取得・建築年月日、使用目的（用途）、規模（面積）等について、工事業者の見積書等を基に記入ください。

様式5 宗教法人の概要

※法人名や登記簿上の所在地、設立認証日、代表者氏名・住所、収支内訳等（申請年度の予算及び過去2か年の決算。収支予算書がない場合は、過去3か年の決算。）を記入ください。

添付書類 ①収支予算書（申請年度）、収支計算書（前年・前々年度）、②建物等の被災届出証明書等、③見積書等（工事請負契約書又は工事見積書の写し等）

所轄庁による確認の期限は、令和9年12月31日までです。

なお、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は令和10年1月1日から令和11年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができます。

（注）詳しくは「指定寄附金制度に係る申請の手引」を御覧ください。

5 指定寄附金の募集期間

所轄庁による確認を受けた日の翌日から3年以内で、法人が寄附金の募集要綱で定めた日までです。

相談先

富山県経営管理部法務文書課法規係：076-444-3150／ahomubunsho@pref.toyama.lg.jp